

南明治 区画整理ニュース

vol.55

令和4年2月

追田川プロムナード（北側部分）が整備されました

今号の内容

- 南明治八幡社の移転が進んでいます
- 電線共同溝勉強会を開催しました
- 南明治第三地区まちづくり協議会の活動報告
- DENCITY完成間近！
- 資産税課から仮換地課税のお知らせ

南明治八幡社の移転が進んでいます

神楽殿の曳家移転を行いました

令和3年8月5日から6日にかけて、神楽殿の曳家移転が行われました。ジャッキで神楽殿を持ち上げ、基礎との間に車輪・レール・木をはさんで、新しい基礎に向けてゆっくり運んでいきました。職人さん達の匠の技を、見学していた人たちは息をのんで見守っていました。



曳家前



曳家中

新しい本殿が完成し、遷座祭を行いました

令和元年に仮遷座(ご神体を仮殿に移す儀式)を行った南明治八幡社ですが、本殿の建替え工事が完了し、本殿にご神体を還す遷座祭が10月14日に執り行われました。暗闇の中、白い幕におおわれたご神体が仮殿から本殿に向かっていく姿は荘厳そのものでした。



ご神体が本殿に入る様子



新しく完成した本殿

八幡社建替工事の終盤を迎えて ～南明治八幡社造営委員会委員長 鳥居保さん～

平成29年から始まった建替・移転工事が、施工業者による綿密な工程管理のもと順調に進んでおり、令和4年度中に竣工の見込みです。

区画整理事業の性質上、本殿等は曳家移転の補償でしたが、建物の老朽化のため曳家に耐えられず建替となりました。そのため、費用面で苦労しましたが、氏子や地域の皆様の寄進等により建替えることができました。

新しい本殿になって初めて迎えた、今年の元日の昼間に多くの方がお参りに来てくれたのを見たときは嬉しかったですね。駐車場整備等の工事はまだ続きますが、今後も多くの皆様に来てもらえたらと思います。



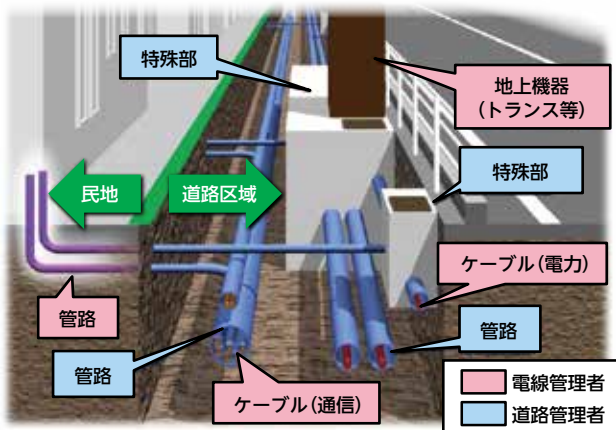
遷座祭であいさつをする
鳥居さん

電線共同溝勉強会を開催しました

令和3年11月17日・18日に電線共同溝予定路線の沿線住民を対象に勉強会を実施しました。

●電線共同溝ってなに？

道路に建っている電柱には、電気を送る電線と電話線、インターネットの通信線が架かっています。この線を道路下に埋設する地下施設のことを、『電線共同溝』といいます。



●なぜ電線共同溝を整備するの？

①道路の防災性能の向上

災害による、電柱の倒壊や断線の危険が回避でき、緊急車両等の通行が確保されます。

②通行空間の安全性・快適性の確保

電柱等が無くなると道路の見通しが良くなるとともに、利用しやすい歩道空間が確保されます。

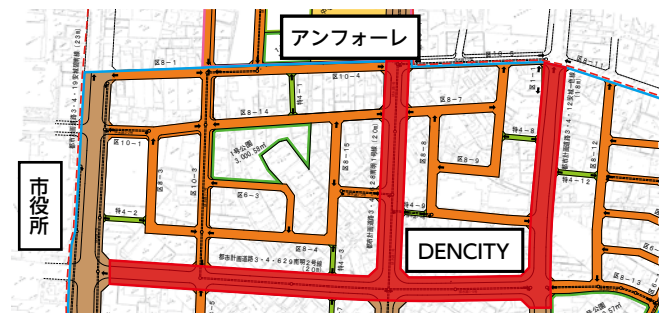
③良好な景観の形成

上空に張られた電線などが無くなり、七夕まつりの竹飾りが電線と接触する心配も無くなります。



●今後の整備予定について

都市計画道路として概ね完成し、沿道の土地利用が進んでいる、又は見込みがある南明1号線(アンフォーレ～DENCITY)、南明2号線、安城一色線(センターゾーン以北)を対象としています。令和5年度から工事を始め、令和7年度完了予定です。
※現在の予定であり、財政状況等によりスケジュール等が変更になる場合があります。



南明治第三地区まちづくり協議会の活動報告

令和3年10月6日に第4回、12月14日に第5回の2回、委員会を開催しました。

第4回では他地区の整備事例紹介後、第三地区の土地利用イメージについてアンケートを行い、その結果を用いて意見交換を行いました。地区として住宅主体か、「駅前」としての商業機能の役割も考慮するべきか等、広い視野で地区全体として都市機能向上を図るため議論を行いました。

第5回では、第4回で議論した課題に対応するため、委員会として第三地区整備イメージ案を取りまとめるための議論を行いました。今後は委員会が取りまとめたイメージ案を基に行政や地区への働きかけを行うことを確認しました。

なお、令和4年2月に第6回委員会、3月には土地活用勉強会の開催を予定しています。



令和3年10月6日 第4回委員会



令和3年12月14日 第5回委員会

DENCITY完成間近！！

躯体工事を行っていたホテルゾーン・タワー駐車場等、すべてのゾーンで足場が外れ、新しい「まち」が姿を見せました。

現在は、4月のオープンに向けて外構工事や店舗・ホテルの内装工事が進められています。

約3年間にわたり行われてきた建築工事もういよいよ大詰めです！



次回七夕まつりに向けた試験点灯の様子
(令和3年8月6日)



南東から



共同住宅ゾーン1Fテナント部分

資産税課から仮換地課税のお知らせ

固定資産税及び都市計画税は、毎年1月1日(賦課期日)現在の土地の状況により課税しています。使用収益が開始されている仮換地については、従前地ではなく、その仮換地の状況により課税しています(仮換地課税)。

令和4年1月1日現在において、新たに使用収益が開始される仮換地については、令和4年度から仮換地課税に移行します。

なお、使用収益が開始されていない仮換地については、これまでどおり登記簿等に基づいて課税します。

仮換地課税の問い合わせ先……資産税課土地係 TEL(0566)71-2256(ダイヤルイン)

問い合わせ先

安城南明治土地区画整理事業

検索

安城市 南明治整備課(市役所北庁舎4階)

TEL(0566)71-3751(ダイヤルイン) FAX(0566)76-0066 E-mail: shigaichi@city.anjo.lg.jp

<https://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/machidukuri/kukakuseiri/minamimeiji/>